

(仮訳)

**中華人民共和国における日本の遺棄化学兵器の２０１２年４月２９日の期限
及び今後の廃棄に関する決定**

執行理事会は、

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）第１条３により、締約国は、条約に従い、他の締約国の領域内に遺棄した化学兵器を廃棄することを約束することを想起し、

実施及び検証に関する条約の附属書（以下「検証附属書」という。）第４部（Ｂ）１５に従い、遺棄締約国は、遺棄化学兵器の廃棄のため、全ての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供すること、また、領域締約国は適切な協力を行うことを想起し、

第４部（Ｂ）１７に従い、第４部（Ｂ）８から１６までの規定に従うことを条件として、第４条及び検証附属書第４部（Ａ）は、遺棄化学兵器の廃棄についても適用することを更に想起し、

第４６回の執行理事会（以下「理事会」という。）が、中華人民共和国における全ての日本の遺棄化学兵器の廃棄の期限を２０１２年４月２９日まで延長することを決定したことに留意し、

日本国が、中華人民共和国と協議して、２０１２年４月２９日の期限が完全には守られないことを認識することに留意し、

廃棄作業の状況に鑑み、当該期限が完全には守られないことに懸念をもって更に留意し、

理事会が、その権限及び任務に基づき、この状況に既に対応してきたことを想起し、

遺棄化学兵器の廃棄が、条約の規定に従い、２０１２年４月２９日の後も継続することを強調し、

遺棄締約国である日本国と領域締約国である中華人民共和国が、全ての遺棄化学兵器を可能な限り速やかに廃棄し、条約上の義務を履行することに対し、引き続きコミットしていることに前向きに留意するとともに、両国がこの目的のためこれまでに行ってきた全ての努力に更に留意し、

ここに、

1. 遺棄化学兵器の廃棄が、条約の規定に従い、2012年4月29日の後も継続することを再確認し、
2. 日本国と中華人民共和国によって共同で理事会に報告された別添の廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）（中華人民共和国の適切な協力を得て日本国によってなされる廃棄のタイムフレームを含む。）に基づき廃棄が継続することを決定し、
3. 日本国と中華人民共和国が、理事会による検討のために、遺棄化学兵器の廃棄の完了に向けての進捗状況（進捗を加速するための努力及び、適当な場合には、廃棄計画における問題を克服するために払われた具体的な努力に関する情報を含む。）につき、理事会の各通常会期において報告及び説明を行うとの理解の下、理事会が、各通常会期において、遺棄化学兵器の廃棄に向けての進捗状況について検討することを決定し、
4. 事務局長に対し、理事会の各通常会期において、遺棄化学兵器の廃棄の全般的な進捗状況につき報告を行うことを要請し、
5. 理事会議長に対し、自らの権限の行使として、及び事務局長と協力して、これらの事項につき定期的に理事会に報告することを更に要請し、
6. 理事会議長、事務局長及び理事会代表団が、実施されている遺棄化学兵器の廃棄の概況を把握し、その権限の行使への支援を得るために行う廃棄施設への訪問を日本国と中華人民共和国が歓迎することに留意し、
7. 必要な場合には、運用検討会議が、廃棄計画に基づく廃棄の進捗について、タイムフレームを考慮しつつ、検討を行うことを勧告し、
8. 締約国会議が、廃棄を促進するとの観点から、遺棄化学兵器の廃棄の進捗に関する理事会の年次報告に留意することを勧告し、
9. 上記3. にいう報告の提出が、条約の下で必要となり得る他のいかなる報告の提出義務にも影響を与えないことを確認する。

別添：2012年4月29日の後の中華人民共和国における日本の遺棄化学兵器の廃棄計画

(仮訳)

別添

2012年4月29日の後の中華人民共和国における 日本の遺棄化学兵器の廃棄計画

1. 移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄

日本国政府は、中華人民共和国の保管庫に保管され、2012年4月29日現在で既に化学兵器禁止機関（以下「OPCW」という。）に申告された遺棄化学兵器（以下「ACW」という。）（ハルバ嶺に埋設され又は保管されているものを除く。）について、できる限り2016年中の廃棄完了の目標を達成することを目指して最善の努力を払う。中華人民共和国政府は、廃棄に対し適切な協力を行う。

中国南部においては、移動式廃棄処理設備（以下「MDF」という。）1基が南京（江蘇省）に既に展開し、稼働している。南京のMDFは、武漢（湖北省）、広州（広東省）に順次移動し、廃棄作業を行う予定である。

中国北部においては、2012年中にMDF1基が石家荘（河北省）に展開した後、ハルビン（黒竜江省）及びその他の場所に順次移動し、廃棄作業を行う予定である。

MDFは、廃棄技術として制御爆破方式を採用している。

1) 中国南部において2012年4月29日現在で既に回収され、OPCWに申告されたACWの廃棄

a. 第1廃棄場所：南京（江蘇省）

南京における廃棄作業は、2010年10月に開始しており、2012年前半に完了する予定である。同地では、南京保管庫に保管され、既にOPCWに申告されたACWの他、杭州（浙江省）、並びに蚌埠、合肥及び安慶（安徽省）の各保管庫に保管され、既にOPCWに申告されたACWも廃棄される予定である。

b. 第2廃棄場所：武漢（湖北省）

武漢における廃棄処理は、2012年中に開始し、同年中に完了する予定である。同地では、武漢保管庫に保管され、既にOPCWに申告されたACWの他、安慶（安徽省）、信陽、周口及び洛寧（河南省）並びに長沙（湖南省）の各保管庫に保管され、既にOPCWに申告されたACWも廃棄される予定である。

c. 中国南部における第3廃棄場所

第3のMDFの展開場所は広州（広東省）となる予定である。現在、日本国政府

及び中華人民共和国政府は、廃棄作業の開始時期を含む詳細につき協議中である。

2) 中国北部において2012年4月29日現在で既に回収され、OPCWに申告されたACWの廃棄

a. 第1廃棄場所：石家荘（河北省）

石家荘における廃棄作業は、2012年中に開始し、同年中に完了する予定である。同地では、石家荘保管庫に保管され、既にOPCWに申告されたACWの他、天津市、唐山（河北省）及び太原（山西省）の各保管庫に保管され、既にOPCWに申告されたACWも廃棄される予定である。

b. 第2廃棄場所：ハルビン（黒竜江省）

現在、日本国政府及び中華人民共和国政府は、開始時期を含むハルビンにおける廃棄作業の詳細につき協議中である。

c. 中国北部におけるその後の廃棄場所

中国北部におけるその後の廃棄場所は、日本国政府と中華人民共和国政府との間で協議中である。

2. ハルバ嶺（吉林省）におけるACWの廃棄

ハルバ嶺における発掘・回収及び廃棄作業は、最も早くて2012年中に開始される予定である。

日本国政府は、中華人民共和国政府と協議しつつ、ハルバ嶺に埋設されているACWの実際の埋設数量等の不確定要素を考慮し、発掘・回収及び廃棄の作業の開始後できる限り3年以内に、ハルバ嶺に埋設されているACWの廃棄の計画を作成する。同計画は、特に、廃棄とその達成の目標時期及び廃棄処理設備の将来の全体像を含む。

それまでの間、日本国政府は、人員の安全確保及び環境保護を最も優先させるとの前提の下で、ハルバ嶺におけるACWの2022年中の廃棄完了を目指して最善の努力を払う。中華人民共和国政府は、廃棄に対し適切な協力を行う。

ハルバ嶺における廃棄処理設備は、廃棄技術として制御爆破方式と加熱爆破方式を採用する。

3. 既に確認され、今後OPCWに申告されるACW及び今後確認され得るACWの廃棄

日本国政府及び中華人民共和国政府は、共同調査の結果、佳木斯（黒竜江省）、琿春及び蓮花泡（吉林省）、広州（広東省）等の場所においてACWが存在して

いることを確認した。共同調査を通じて既に確認され、今後OPCWに申告されるACW及び今後共同調査を通じて確認され得るACWについて、日本国政府は、化学兵器禁止条約に従って、遺棄締約国としての義務を誠実に履行する。

4. 協議

日本国政府及び中華人民共和国政府は、人員の安全確保及び環境保護の重要性並びに技術的な要素を考慮し、廃棄作業の進捗状況に応じて、以上の廃棄完了の目標時期を含む関連事項について検討するための協議を行うことができる。